公立大学法人下関市立大学発ベンチャー認定要綱

令和８年11月13日制定

（目的）

第１条　この要綱は、公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）における大学発ベンチャーの認定及び支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学発ベンチャー　本学の研究成果、技術、ノウハウ、知的財産、研究成果有体物その他本学に由来する資源を活用し、その社会実装、地域社会の課題解決又は社会貢献を図るため、新たな技術又はビジネス手法を基礎として事業を行う法人その他の事業体（設立又は事業開始を予定しているものを含む。）をいう。

(2) 教職員等　本学の教職員又は本学の教職員であった者をいう。

(3) 研究成果等　本学における教育研究活動又は地域連携活動を通じて得られた研究成果、技術、ノウハウ、知的財産、研究成果有体物その他これらに類するものをいう。

（認定の要件）

第３条　理事長は、次に掲げる全ての要件を満たす大学発ベンチャーを認定することができる。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア　本学で得られた研究成果等を活用していること。

イ　アに準ずるものとして、理事長が特に適当と認めるものであること。

(2) 教職員等が発起人若しくは設立時の代表者として、又は事業開始時に中心的役割を担う者として関与していること。

(3) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。

(4) 本学の名誉若しくは信用を害し、又は本学の教育研究若しくは管理運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

２　本学の教職員が前項の大学発ベンチャーに関与する場合は、当該教職員について、兼業、利益相反その他必要な学内手続が適正に行われる見込みがあり、かつ、職務専念義務その他服務上の義務に支障が生じないことを認定の要件とする。

３　第１項の規定は、本学の教職員であった者については、退職の日から３年以内に認定の申請をした場合に限り適用する。

（認定ベンチャーの名称）

第４条　本学が認定する大学発ベンチャーの名称は、下関市立大学発認定ベンチャー（以下「認定ベンチャー」という。）とする。

（認定の申請）

第５条　認定を受けようとする大学発ベンチャーの代表者（設立前又は事業開始前のものにあっては代表者となる予定の者。以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて理事長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 本学の研究成果等との関係を明らかにする書類

(3) 教職員等の関与状況を明らかにする書類

(4) 本学の教職員が関与する場合にあっては、兼業、利益相反その他必要な学内手続の状況又は予定を明らかにする書類

(5) 定款若しくは定款案、登記事項証明書その他組織の概要又は設立計画を明らかにする書類

(6) その他理事長が必要と認める書類

（認定の決定等）

第６条　理事長は、前条の申請があったときは、学長及びその他理事長が必要と認める者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

２　理事長は、認定に当たり必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

３　理事長は、認定又は不認定を決定したときは、その結果を申請者に通知するものとする。この場合において、認定を決定したときは、認定書（様式第２号）を交付するものとする。

（認定期間及び更新手続）

第７条　認定期間は、認定の日から５年を経過する日の属する年度の末日までとする。

２　認定の更新を受けようとする者は、認定期間満了日の１月前までに、認定更新申請書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて理事長に申請しなければならない。

(1) 事業の実施状況及び今後の事業計画を明らかにする書類

(2) その他理事長が必要と認める書類

３　更新後の認定期間は、更新前の認定期間の満了日の翌日から５年間とする。

４　理事長は、更新又は不更新を決定したときは、その結果を更新の申請をした者に通知するものとする。この場合において、更新を決定したときは、認定書（様式第２号）を交付するものとする。

５　前条第１項及び第２項の規定は、更新の審査について準用する。この場合において、同条第１項中「前条の申請」とあるのは「第７条第２項の規定による更新の申請」と、同条第２項中「認定に当たり」とあるのは「更新に当たり」と読み替えるものとする。

（支援内容）

第８条　本学は、認定ベンチャーに対し、本学の教育研究及び管理運営に支障のない

範囲において、次に掲げる支援を行うことができる。

(1) 認定ベンチャーである旨の表示を認めること。

(2) 本学の広報媒体、ウェブサイトその他の媒体において広報を行うこと。

(3) 本学の施設を利用させること。

(4) 本学の施設を利用する場合において、当該施設の住所を商業登記上の所在地として使用することを認めること。

(5) 本学の設備又は機器等を利用させること。

(6) 本学のロゴマーク等の使用を認めること。

(7) 郵便物等の収受に関し便宜を与えること。

(8) 本学又は関係機関が実施する起業支援施策等に関する情報提供を行うこと。

(9) その他理事長が必要と認める支援を行うこと。

２　認定ベンチャーは、この要綱による認定を受けたことをもって、前項各号に掲げる支援を当然に受けることができるものではなく、当該支援を受けようとするときは、法令及び本学の諸規程等に基づき、当該支援に応じて必要となる契約の締結、許可、承認その他の手続を経なければならない。

（変更等の届出等）

第９条　認定ベンチャーは、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 商号、代表者、所在地、事業内容その他の申請事項に重要な変更が生じたとき。

(2) 認定ベンチャーに対する教職員等の関与状況に重要な変更が生じたとき。

２　設立又は事業開始前に認定を受けた申請者は、設立又は事業開始後速やかに、登記事項証明書の写しその他設立又は事業開始を証する書類を理事長に提出しなければならない。

（事業報告等）

第１０条　認定ベンチャーは、毎事業年度終了後３月以内に、事業報告書（様式第４号）に、決算書その他財務状況を明らかにする書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、設立前又は事業開始前の認定ベンチャーは、毎年度終了後３月以内に、事業報告書（様式第４号）により、設立又は事業開始に向けた準備状況を理事長に報告しなければならない。

３　認定ベンチャーが次の各号のいずれかに該当することとなったときは、代表者又は清算人は、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。

(1) 会社法（平成１７年法律第８６号）に基づき解散したとき。

(2) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の決定を受けたとき。

(3) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の決定を受け

たとき。

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の決定を受けたとき。

(5) 不正競争防止法（平成５年法律第４７号）第２１条又は第２２条の規定により刑に処せられ、その裁判が確定したとき。

(6) その他事業の継続に重大な影響を及ぼす事由が生じたとき。

（認定の取消し）

第１１条　理事長は、認定ベンチャーが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第３条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により認定を受けたとき。

(3) 本学又は当該認定ベンチャーの社会的信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。

(4) この要綱、法令又は本学の諸規程等に違反したとき。

(5) 第６条第２項の規定により付された条件に違反したとき。

(6) 第９条又は前条の規定による届出、提出又は報告を怠ったとき。

(7) 事業活動の実態がなくなったと認められるとき。

(8) 認定の辞退を申し出たとき。

(9) その他認定を継続することが適当でないと理事長が認めたとき。

２　理事長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を当該認定ベンチャーに通知するものとする。

３　認定期間が満了した者はその満了日の翌日以後、認定を取り消された者はその取消しの日以後、認定ベンチャーである旨を表示してはならない。

（公表）

第１２条　理事長は、認定、認定の更新又は認定の取消しをしたときは、その内容を本学のウェブサイトその他適切な方法により公表することができる。

（免責等）

第１３条　認定ベンチャーは、認定を受けた事実について、本学がその製品、サービス等の内容、品質、性能、安全性その他を保証するかのような誤認を生じさせる表示をしてはならない。

２　本学は、認定ベンチャーの製品、サービス等の内容、品質、性能、安全性その他について保証しない。

３　認定、認定の更新若しくは不更新又は認定の取消しにより、認定ベンチャー又は第三者に損害が生じた場合であっても、本学は、本学の責めに帰すべき事由がある場合を除き、その責任を負わない。

（事務）

第１４条　大学発ベンチャーの認定に関する事務は、総務部研究・地域連携課において処理する。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、大学発ベンチャーの認定及び支援に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１３日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

認定申請書

年　　月　　日

（宛先）公立大学法人下関市立大学　理事長

（申請者）
住所又は所在地（設立前の場合は予定所在地）

商号又は名称（設立前の場合は予定名称）

代表者職・氏名（設立前の場合は代表予定者）

公立大学法人下関市立大学発ベンチャー認定要綱第５条の規定により、下記のとおり認定を申請します。なお、認定を受けたときは、本要綱、法令及び本学の諸規程等を遵守することを誓約します。

記

１　設立・事業開始の状況	☐ 設立済　　☐ 設立予定 設立（予定）日：　　年　　月　　日 ☐ 事業開始済　　☐ 事業開始予定 事業開始（予定）日：　　年　　月　　日
２　第３条第１項第１号の該当区分	☐ ア　　☐ イ
３　添付書類	☐ 事業計画書 ☐ 本学の研究成果等との関係を明らかにする書類 ☐ 教職員等の関与状況を明らかにする書類 ☐ 兼業、利益相反その他必要な学内手続の状況又は予定を明らかにする書類（該当する場合） ☐ 定款若しくは定款案、登記事項証明書その他組織の概要又は設立計画を明らかにする書類 ☐ その他（　　）

※申請内容の詳細は、添付書類に記載してください。複数の添付事項を一つの資料で明らかにできる場合は、当該資料を兼用することができます。

以上

様式第２号（第６条及び第７条関係）

認定書

認定第　号

商号又は名称：
代表者職・氏名：　　殿

公立大学法人下関市立大学発ベンチャー認定要綱の規定により、下記のとおり下関市立大学発認定ベンチャーとして認定します。

記

認定区分	☐ 新規認定　　☐ 認定の更新
認定期間	年　月　日から　　年　月　日まで
認定の条件	☐ なし　　☐ あり（別紙のとおり）

年　月　日

公立大学法人下関市立大学　理事長　印

※本認定は、製品、サービス等の内容、品質、性能、安全性その他について本学が保証するものではありません。
※本認定により、本学からの支援を当然に受けることができるものではありません。支援を受ける場合は、別途、所定の手続が必要です。
※認定ベンチャーは、本要綱、法令、本学の諸規程等及び認定の条件を遵守してください。

以上

様式第３号（第７条関係）

認定更新申請書

年　　月　　日

（宛先）公立大学法人下関市立大学　理事長

（申請者）
住所又は所在地（設立前の場合は予定所在地）

商号又は名称（設立前の場合は予定名称）

代表者職・氏名（設立前の場合は代表予定者）

公立大学法人下関市立大学発ベンチャー認定要綱第７条第２項の規定により、下記のとおり認定の更新を申請します。なお、認定の更新後も、本要綱、法令及び本学の諸規程等を遵守することを誓約します。

記

１　認定番号	認定第　　号
２　現在の認定期間	年　月　日から　　年　月　日まで
３　添付書類	□ 事業の実施状況及び今後の事業計画を明らかにする書類 □ その他（　　）

※認定申請時の内容に重要な変更がある場合は、要綱第９条の規定による届出を別途行ってください。

以上

様式第４号（第１０条関係）

事業報告書

年　　月　　日

（宛先）公立大学法人下関市立大学　理事長

（報告者）
住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

公立大学法人下関市立大学発ベンチャー認定要綱第１０条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　認定番号	認定第　　号
2　報告対象期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
3　報告区分	☐ 事業の実施状況 ☐ 設立又は事業開始に向けた準備状況
4　活動状況又は準備状況	（本学の研究成果等の活用状況を含む。詳細は別紙によることができます。）
5　添付書類	☐ 決算書 ☐ その他財務状況を明らかにする書類 ☐ その他（　　） ※設立又は事業開始前の場合は、該当する書類がある場合に添付してください。

以上